平成２６年（フ）第２３０２号
北海道石狩市花川南２条４丁目148番地　つぐみ荘
債務者　田中　義則
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
北海道留萌市宮園町１丁目２番地の32
債務者　櫻井　和治
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２６年（フ）第７７号
青森県上北郡おいらせ町上久保61番地97
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第３３７号
相模原市南区上鶴間７丁目20番20号
債務者　内山　敬子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３５３号
相模原市中央区宮下本町２丁目18番４号　エレガンストキワ102
債務者　前野　一城
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６５号
相模原市南区相模台２丁目24番10号　第２イトーコーポ106
債務者　小椋　由三
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６９号
相模原市南区南台５丁目９番26号　ジェントリーＣＭＣ202
債務者　山内　彩子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１号
新潟県佐渡市河原田諏訪町207番地52
債務者　松塚　圭市
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第３９５号
静岡県三島市文教町１丁目１番28号
債務者　弓削　美幸（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９９７号
大阪府和泉市伏屋町５丁目11番６―202号
債務者　妹葉　勝敏
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０１３号
堺市南区桃山台１丁３番18―302号、前住所堺市南区桃山台１丁３番22―209号
債務者　仲辻久美子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０３０号
堺市中区八田西町２丁14番９号　ハイムナカノ202号、前住所堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地３棟207号
債務者　山下かおり（旧姓**德**田）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０４１号
大阪府河内長野市南花台３丁目６番40―602号
債務者　田所　喜逸
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
堺市中区大野芝町204番地７　ＭＹコート大野芝205号
債務者　竹内ゆかり
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
堺市北区長曽根町3029番地１　シャーメゾン和郷Ｂ―203号
債務者　村上　愛美（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
堺市堺区南旅篭町東１丁２番18―302号
債務者　南　誠一郎
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷54番地140
債務者　池亀　笑香
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係